

令和5年7月28日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 岡 英範

課長補佐 青野 恵里子

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5596)

(直通電話) 03 (3502) 6757

報道関係者 各位

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について
～ 目安はAランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円 ～

本日開催された第67回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

（ランク_※ごとの目安）

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円。

注. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。
（参考参照）

（参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の6月30日に開催された第66回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は1,002円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は41円（昨年度は31円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、上げ率に換算すると4.3%（昨年度は3.3%）となります。

- 別 添 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 別紙1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解・参考資料
- 別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
- 参考1 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要
- 参考2 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ
- 参考3 地域別最低賃金の全国加重平均と上げ率の推移
- 参考4 令和4年度地域別最低賃金額
- 参考5 中央最低賃金審議会委員名簿
- 参考6 目安に関する小委員会委員名簿

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
最低賃金額									
時間額 (円)	780	798	823	848	874	901	902	930	961
対前年度引上げ額 (円)	16	18	25 (※)	25	26	27	1	28	31
(前年度比) (%)	(2.09)	(2.31)	(3.13)	(3.04)	(3.07)	(3.09)	(0.11)	(3.10)	(3.33)

(注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 ()内は引上げ率 (%)を示す。

3 (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分 (28年度は+1円)が含まれる。

H22~R4 地域別最低賃金額と影響率の推移 厚労省「最賃に関する基礎調査」

2023年7月12日中央最低賃金審議会目安小委員会 資料

※「影響率」とは最賃改定した後、改正後の最賃を下回る労働者割合



■ 最賃引上げ額(円) — 影響率(%)

(%) 最賃引上げで影響を受けた労働者の割合

オピニオン

いいね! 0 シェアする ツイート

【談話】物価高騰から暮らしを守るためにも地方最賃審議会では目安を大幅に上回る引き上げを勝ちとろう

2023年7月29日
全国労働組合総連合
事務局長 黒澤 幸一

中央最低賃金審議会は7月28日、2023年度の最低賃金について、加重平均で1002円、41円（4.3%）の引き上げとなる目安を厚生労働大臣に答申した。引き上げ幅は、ランク別にA「41円」、B「40円」、C「39円」とした。従来の引き上げ幅にとどまり、さらに地域間格差を広げる目安に抗議する。

審議の中で「昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率（3.3%）を上回る高い伸び率であったことも踏まえ」「今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するにあたっては4.3%（公益委員見解）」を重視したとした。しかし、これでは物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらぬ目安と言わなければならない。

さらに、今回は、ランク数が4から3へ変更され、地域間格差の是正につながる目安が期待されたが、目安どおりだと、最高額が1113円、最低額が892円となり、地域間格差は221円と昨年から2円広がることになる。データをふまえ「最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっている」としながら、「地域別最低賃金が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とする」としている。「支払い能力」に忖度するもので、企業努力を促さない目安と言わなければならない。

全労連と地方組織は、全国28の都道府県で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきた。物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差を広げる今回の目安は根拠も不明確であり、最賃法の目的に反し、看過することはできない。

政府は、この夏以降、平均1000円達成後の最低賃金引き上げの方針についても議論を行うとしている。全労連は政府に対し、全国一律制1500円以上の最低賃金制度へ転換することへの決断を求める。少なくとも5年以内に地域間格差の解消と1500円以上にする合意を中央最低賃金審議会は行うべきである。「価格転嫁の遅れ」を指摘するならば、全国一斉に大幅引き上げ、価格転嫁を促すべきだ。

答申された目安どおりなら、加重平均の1002円を下回るのは40道県にも及ぶ。地域間格差が広がっている地方の実態は深刻であり、改善要望は切実である。2020年度から2022年度に223の自治体で最低賃金の引き上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択され、その声は年々広がってきている。

世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられている。すでにオーストラリアで約2161円、米ワシントン州約2084円となっているのをはじめ、フランスでは5月から約1608円、ドイツでは2024年1月から約1732円となる。日本の最低賃金の水準は世界の水準に届いていない。韓国の2024年の最低賃金は約1080円に決まった（いずれも22年平均為替レート）。

最低賃金の決定に向けた審議が地方最低賃金審議会が始まっている。地方では昨年、地域間の格差是正を求める奮闘と運動の広がり、46.8%の道県が目安を上回る改定額を実現させてきた。

全労連は、当事者の声を前面にかかげ、組合員の総力をあげて、目安額を上回る大幅な引き上げで、地域間格差の是正に全力をあげる。同時に、全国一律最低賃金制度の確立に向けていっそう奮闘する決意である。

事務局長談話

シェアする 0

Tweet

2023年07月28日

2023年度地域別最低賃金改定の目安に関する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 清水 秀行

事務局長談話

- > 2023 一覧
- > 2022 一覧
- > 2021 一覧
- > 2020 一覧
- > 2019 一覧
- > 2018 一覧
- > 2017 一覧
- > 2016 一覧
- > 2015 一覧
- > 2014 一覧

1. 本年度の目安は公労使が議論を尽くした結果として受け止める

中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会（委員長：藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長）は7月28日、2023年度の地域別最低賃金改定の目安を、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円と示した。

本年度の目安は過去最高額であり、今次の春季生活闘争の成果を未組織の労働者へと波及させ、社会全体の賃金底上げにつながり得る点は評価できる。物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では十分とは言えないが、公労使で真摯な議論を尽くした結果として受け止める。

2. 「誰もが時給1,000円」を早期に実現し、今後のあるべき水準の議論へ

議論において労働側は、①依然高い水準で推移する物価の状況に鑑みた実質賃金を強く意識した審議の必要性、②日本のデフレマインドを払しょくし日本経済の局面を転換するために、今次春季生活闘争の成果を未組織労働者へ広く確実に波及させる必要性、③人材確保難や都市部への人材流出の一因となっている地域間格差を早急に是正することの必要性、などを強く主張した。

労働側の主張は一定受け入れられ、連合がめざす「誰もが時給1,000円」に向け前進する目安が示されたが、依然としてナショナルミニマム水準として不十分である。引き続きあるべき水準に関する公労使による議論を深めていく必要がある。

3. 地域間の「額差」改善に向けた地方審議を強く期待

本年度の目安審議は、制度発足以来初めて見直された新たな3ランク制度にもとづき行われた。労働側は最高額と最低額の「額差」改善につながる目安を示すべきである点に最終局面までこだわったものの、地域別最低賃金額が低い県における負担が大きくなることにも一定配慮する必要があることなどを理由に、「額差」改善の目安を示すには至らなかった。今後の地方最低賃金審議会の審議において「額差」改善に向けた前向きな議論が行われるよう、重大な関心をもって経過を注視するとともに情報連携を徹底する。

4. 目安を十分に参酌した引き上げと早期発効に取り組む

地域別最低賃金は、集团的労使関係のない職場を含めた社会全体の賃金を底支える重要な役割を果たしている。連合はこの重要性を改めて認識した上で、今後の地方審議において、目安を十分に参酌した引き上げと早期発効に向けて全力で取り組む。

以 上

 詳しい資料はこちら
会員用ページログインキャンペーン
注目コンテンツはこちら

社説

ronsetu@mainichi.co.jp

最低賃金初の100円超に

暮らしの安定には不十分

時給1000円ではフルタイムで働いても年収200万円程度である。暮らしの安定を図るには、まだ不十分だ。

厚生労働省の審議会が最低賃金の引き上げの目安を決めた。全国加重平均で時給1002円と昨年度より41円アップし4・3%増となった。賃上げ額は過去最大だ。

最低賃金は事業者が労働者に最低限支払わなければならない額で、国が決める。労働組合に入っていない非正規や中小・零細企業で働く人にとって、セーフティネットになっている。

しかし、日本は主要国の中でも水準が低い。1人暮らしで安定した生活を送るには時給1500円

程度は必要とされる。

経済がコロナ禍からの回復過程にある今年度は、大幅な引き上げが期待されていた。だが、企業側の支払い能力を議論の前提とする構図は変わっていない。

賃上げの原資を生み出せるよう中小企業の経営環境の改善を急がなければならない。

生産性向上のための政府の支援策は、十分に活用されていない。原材料費などコスト上昇分を、価格に転嫁できるようにする必要がある。

地域間格差の是正も課題だ。現状では、最高額の東京と最低の沖縄などで200円以上の差がついている。

厚生労働省は、これまで都道府県を四つのグループに分けて最低賃金の目安を示してきたが、今回三つに再編した。格差是正につなげた考えだが、どれほど効果があるかは不透明だ。

グループごとの目安を踏まえ、都道府県は今後、引き上げ額を決める。最低賃金の高い大都市圏への労働力の流出を防ぐには、小手先の対応では限界がある。

食料品などの値上げが相次ぎ、消費者物価指数は今年6月まで22カ月連続で上昇している。物価高の影響で実質賃金はマイナスが続いており、生活維持のためには相應の増額が求められている。

岸田文雄首相は最低賃金が1000円の大台に乗ったことを受け、賃上げは最重要課題の一つと述べた。そうであれば、生活の下支えとなる最低賃金を抜本的に引き上げるための環境整備に力を尽くすべきだ。

引き上げ継続の環境整えたい

最低賃金

物価高に悩む労働者を
守るためには、最低賃金
の引き上げが不可欠だ。
政府は、中小企業が賃上
げを続けられる環境を整
えてもらいたい。

厚生労働省の中央最低賃金審議
会は、2023年度の最低賃金に

ついて、全国平均を現在の961
円から1002円にするとの目安
をまとめた。引き上げ幅は41円、
引き上げ率は4%超で、ともに過
去最大となった。

最低賃金は、正規、非正規を問
わず、すべての労働者に適用され
る賃金のベースとなる。物価上昇

率が3%を超える中、それを上回
るペースでの最低賃金の引き上げ
は、労働者の生活を守ることにつ
ながり、意義は大きい。

今年の春闘では高水準の賃上げ
が相次いだ。その流れを労働者全
体に波及させたとも言える。

審議会では、労働者側が物価高
を背景に大幅引き上げを主張した
のに対し、使用者側は、原材料費
の高騰を理由に抑制的な引き上げ
を求め、協議は難航した。

最終的には、今年度の1000
円台達成を目指していた岸田首相
の意向も汲んで、使用者側は大幅
引き上げを容認したのだろう。

ただ、急ピッチの賃上げが中小
企業の経営基盤に打撃となりかね
ない点には留意する必要がある。
人件費を捻出するため、デジタル
化や脱炭素など、前向きな設備投
資に回すべき資金が乏しくなる企
業も増えるのではないか。

中小企業の成長力が低下し、賃
上げの余力が失われる事態は避け
ねばならない。政府は賃上げと設

備投資を実施した企業に助成金の
支給などを行ってきたが、さらに
支援を拡大するべきだ。

中小企業が、大手との取引で、
賃上げに伴う人件費などの上昇分
を価格転嫁しようとしても、拒否
されるケースが後を絶たない。中
小企業が賃上げをためらう大きな
要因となっている。政府が監視を
徹底することが重要だ。

中央最低賃金審議会が今回示し
た目安を参考に、地方の審議会が
各都道府県の最低賃金を決定し、
10月頃に適用される。

最低賃金が最も高い東京都と、
最も低い青森県や沖縄県などは
現在、200円以上の差がある。
地方の審議会は、今回の目安に上
乗せし、差を少しでも縮めること
を検討してほしい。

日本の最低賃金は、ドイツの約
1750円やフランスの約168
0円に比べるとまだ見劣りする。
日本で働きたいと思う外国人を増
やす意味でも、賃上げを継続する
取り組みが求められる。

社説

Editorials

最低賃金

生活守る底上げさらに

厚生労働省の審議会が、今年度の最低賃金の目安を示した。

全国の加重平均は時給1002円で、昨年度より41円高い。ただそれでも、週40時間働いて年収200万円程度の水準であり、他国にも見劣りする。地域間格差の是正も含め、底上げを続ける必要がある。

審議会で最大の焦点になったのは、昨年から続く物価上昇の生活への影響だ。「労働者の計費を重視した目安額」が必要との判断が、過去最大の引き上げを後押しした。目安通りに上げれば、政府目標の「1千円」を初めて超える。

とはいえ、引き上げ率4・3%は、生計費の指標になる物価指数の足元の伸びを若干上回る程度に過ぎない。物価高による目減りを補うのは最低条件であり、それだけでは、最低賃金に近い水準で働く人たちの暮らしの底上げには力不足だ。1千円

を上回ったからといって、満足はできない。

地域間の格差も広がったままだ。今回の目安通りに引き上げても、実際に時給1千円以上になるのは東京、神奈川、大阪などの8都府県で、17県は時給800円台にとどまる。最も高い東京都と、最も低い沖縄県などとの差は221円で、昨年度より拡大した。

実際の最低賃金は、この目安をもとに地方の審議会でこれから議論される。昨年度は、最低賃金の低い地域を中心に、22道県で目安を超えた引き上げが決まった。今年度も、地域の実情に応じて、より高い水準を目指してほしい。

審議会の「目安に関する小委員会」の報告書は、継続的な賃上げに向けて中小・小規模事業者への支援強化が必要だと指摘した。生産性向上や賃上げに取り組む事業者への助成金の拡充

や、労務費・原材料費などのコスト上昇分の価格転嫁対策の強化を政府に要望している。

同様の施策は従来も取られてきたが、成果に結びついていないのか。しっかり検証し、実効性を高める必要がある。

政府は今後、時給1千円を達成後の最低賃金引き上げの方針について議論するという。諸外国の取り組みも参考に、めざす方向性、目標を掲げることが、企業の予見性を高め、生産性向上などの取り組みを促すことにも資するだろう。

実際、この間の「1千円」の目標は、引き上げにあたって一定の推進力になってきた。ただ同時に、当事者である労使が、最低賃金の役割やあるべき水準について議論を深め、さらなる引き上げに向けて広く合意を得ていくことも重要だ。誰もが安心して暮らせる賃金を得られる社会へ、歩みを進めたい。

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が28日、2023年度の最低賃金の引き上げ額の目安を答申しました。全国加重平均で時給1002円です。目安通りに決まれば、現行961円から41円の増額ですが、この水準では深刻な物価上昇にとっても追いつきません。今後、都道府県ごとの地方最賃審議会が目安を参考に実際の改定額が決定され、10月ごろから実施されます。さらなる引き上げを実現する取り組みが必要です。

地域間の格差は広がる

目安額は、都道府県を三つに分けて示されました。Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円、それぞれ引き上げるとしました。現在、最高の東京は1072円で

主張

最賃の目安答申

青森など10県の853円と219円の差があります。目安通りに改定すると、東京は1113円、青森などは892円で差は221円に広がります。普通に生活するのに必要な生計費は全国でほとんど差がありません。不合理な地域差を改めないことは大問題です。

比3・3%増と22カ月連続で上昇しています。食料品など生活必需品の高騰は、とくに低所得層に大きな打撃となっています。最賃審には、厚労省の委託を受け、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行ったアンケート結果（調査期間5月12〜22日）が示

す。経済協力開発機構（OECD）が11日公表した23年雇用見通しによると、20年12月から23年5月の日本の最賃の伸び率は各自6・5%と、OECD平均29・0%の4分の1にも届きません。同期間の伸び率は、米、英、ドイツでは16〜28%の増となっています。最賃額もドイツ、イギリス、フランスは1600〜1700円台です。日本の大きな立ち遅れは明らかです。OECDは、「労働者を支援する最も直接的な方法は、政府の裁量下にある法定最低賃金を

含めた賃金を引き上げること」と指摘しています。内部留保課税で支援財源最賃引き上げは、経済の底上げにも大きく貢献します。労働者の購買力の上昇は、新たな売り上げにつながり、経済の好循環を生み出します。中小企業の経営者側でも最低賃金の引き上げを望む声が強まっています。

これでは物価高に追いつかぬ

時給1002円は全く不十分です。月150時間のフルタイム並みに働いても年収180万円です。1キングアアの水増しです。しかも1000円超は8都府県だけです。これでは国民全体の暮らしの底上げにはつながりません。6月の消費者物価は、前年同月

されました。時給が最賃の1・1倍未満の人を対象にした調査です。それによると1年前と比べ暮らし向きが「変わっていない」が64・8%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計26・7%です。現在のようにならずかな引き上げでは、暮らしは上向きませ

府の裁量下にある法定最低賃金を

を求める運動を強めましょう。

7/29 日経

着実に最低賃金上げる道筋を

厚生労働省の審議会は2023

年度の最低賃金の引き上げ幅について、全国平均で1時間あたり41円を目安とすることを決めた。時給は1002円となり、政府が目指していた1000円を初めて超える。今後も着実に上がっていく道筋を示すため、中期的な目標を

設けることが重要だ。

上げ幅は22年度の31円を上回り過去最大だ。労使交渉による今春の賃上げが30年ぶりの高水準となった一方で、物価上昇が続き実質賃金はマイナスから脱していない。働き手の生活を支援するうえで引き上げ幅は妥当といえる。

政府が1000円の目標を表明した15年からは約200円増えるが、まだ欧州主要国の6〜7割の水準にとどまる。外国人労働者を日本に呼び込むためにも、海外との差を縮めていく必要がある。

政府は最低賃金の今後の方針について「新しい資本主義実現会議」で議論するという。中期的な目標を設定することは企業の予見性を高めることになり、望ましい。ただ、根拠が乏しい努力目標では困る。英国やドイツは賃金全体の中

央値を参考にしている。重要なのは最低賃金をどう着実に引き上げていくかだ。中小企業の生産性向上が欠かせない。助成金を中心とした政府の中小支援は

を延命させるのではなく、自律的な成長を促す施策に今こそ集中すべきだ。中小が人件費の上昇を適正に取引価格へ反映できるよう大手は配慮する必要がある。

毎年の改定が雇用環境や地域経済に与える影響を、精緻に分析することも一段と重要になる。公的職業訓練や職業紹介の機能を強化し、雇用の安全網もしっかり整えたい。成長分野へ労働移動を促す改革を同時に進めるべきだ。

給与が一定額を超えると社会保険料が天引きされて手取りが減る「年収の壁」は、最低賃金引き上げでパートの就業調整を招いている。人手不足に拍車をかける弊害は大きく、政府には一時しのぎではない抜本的な対策を求めたい。

最低賃金 物価高・賃上げ影響

1000円やむなし「早々に

2023年度の最低賃金の引き上げ幅(目安)は41円上げの過去最大となった。全国加重平均1000円を達成した政府の思惑に迫る。人手不足にあえぐ飲食店への影響は。

検証

「論じたい」と機先を制するような発言をしていった。その後も記者会見で同様のフレーズを繰り返すなど、経営者側の外堀が半ば埋められたような形となっていた。

最低賃金を全国加重平均で1000円に上げる。これまで「象徴的な数字」(厚生労働省幹部)として扱われてきた1000円は、もともと安倍晋三首相が15年に掲げた目標だ。新型コロナウイルスの影響で足踏みした年はあったものの、政権の介入などによって年約20〜30円上げ続けてきた。

現在の時給は1000円まであと39円とまだ小さくない開きがある中で、始まった今年の中央最低賃金審議会。だが、岸田文雄首相は今年3月の段階で、労働界と経済界の代表を前に「今年には1000円を達成する」とも含めてしっかりと議論

経営者側 埋められた外堀

7/30 毎日

各地の現在の最低賃金と引き上げ額の目安
※カッコ内は現在の最低賃金(時給)、単位は円

ランク	目安額	都道府県
A	41円	埼玉(987)、千葉(984)、東京(1072)、神奈川(1071)、愛知(986)、大阪(1023)
B	40円	北海道(920)、宮城(883)、福島(858)、茨城(911)、栃木(913)、群馬(895)、新潟(890)、富山(908)、石川(891)、福井(888)、山梨(898)、長野(908)、岐阜(910)、静岡(944)、三重(933)、滋賀(927)、京都(968)、兵庫(960)、奈良(896)、和歌山(889)、鳥根(857)、岡山(892)、広島(930)、山口(888)、徳島(855)、香川(878)、愛媛(853)、福岡(900)
C	39円	青森(853)、岩手(854)、秋田(853)、山形(854)、鳥取(854)、高知(853)、形賀(853)、長崎(853)、熊本(853)、大分(854)、宮崎(853)、鹿児島(853)、沖縄(853)

就業調整なお人手不足

「スタッフ不足の為、16時閉店」。JR横浜駅近くの「西口五番街」にある町中華の人気店「中華」で書かれた看板が掲げられていた。ノスタルジックな雰囲気、飲食店が並ぶ商店街の一角にも、人手不足の波が押し寄せている。同店は時間帯によっては行列ができるほど繁盛しているが、午後10時だった終業時間の繰り上げを決めたのは3月のこと。アルバイトスタッフの大学卒業などで退職が3月に相次ぎ、シフトを組もうにも人繰りが付かなかった。

求人情報サイトなどに募集をかけても思うように集まらず、掲載費用もかさんだ。店長の二井雅弘さんは「開店から44年、これだけ

全国加重平均の値で、地方を中心に1000円に届かない地域も多い。連合は審議会、最も低い時給853円の10県について47円上げて900円になるよう訴えたが、主張は通らなかった。政府関係者は「政府と下支えすることから、労働者に歓迎されやすい。これを使って賃上げの一助にしよう」という判断だろう」とみる。

有識者は今回の引き上げをどうみるのか。

「政府関係者は『政府と下支えすることから、労働者に歓迎されやすい。これを使って賃上げの一助にしよう』という判断だろう」とみる。

「最低賃金の引き上げに伴って就業時間を調整することが起きていく。そもそも人がいないので代替要員も容易に確保できず、深刻な問題になっている」との声も上がった。

就業調整の背景にあるのが、パート労働者の年収が106万円を超えると社会保険料の負担が生じて手取りが減るという「年収の壁」の存在だ。働く人の中には時給が上がってもこの壁を超えないよう就業調整する人もおり、人手不足に拍車を掛けかねない。

一方、人件費が膨らむのは中小零細企業にとって死活問題だ。売り上げが増える保証はなく、中華料理店のように薄利多売の企業は多い。龍王の二井さんは「当然(経営状況は)苦しい。単価を上げることも考えないといけない」と値上げを示唆する。人件費の原資を確保するための価格転嫁ができるかどうか経営を維持するための力ギとなるが、二井さんは「お客さんにも分かってくれるのでは」と望みをつなぐ。【宇多川

額を決める上で最終的に考慮されたのも、企業の支払い能力だった。1000円を大きく超えるような額

「スタップ不足の為、16時閉店」。JR横浜駅近くの「西口五番街」にある町中華の人気店「中華」

「開店から44年、これだけ」

「最低賃金が上がれば、人手不足は解消するのか。今年最低賃金を議論してきた厚生労働省の中央最低賃金審議会小委員会では、使用者側委員から「最低賃金の引き上げに伴って就業時間を調整することが起きていく。そもそも人がいないので代替要員も容易に確保できず、深刻な問題になっている」との声も上がった。

就業調整の背景にあるのが、パート労働者の年収が106万円を超えると社会保険料の負担が生じて手取りが減るという「年収の壁」の存在だ。働く人の中には時給が上がってもこの壁を超えないよう就業調整する人もおり、人手不足に拍車を掛けかねない。

一方、人件費が膨らむのは中小零細企業にとって死活問題だ。売り上げが増える保証はなく、中華料理店のように薄利多売の企業は多い。龍王の二井さんは「当然(経営状況は)苦しい。単価を上げることも考えないといけない」と値上げを示唆する。人件費の原資を確保するための価格転嫁ができるかどうか経営を維持するための力ギとなるが、二井さんは「お客さんにも分かってくれるのでは」と望みをつなぐ。【宇多川

最低賃金 生計費を重視

厚労省小委 賃上げ企業助成も求める

最低賃金（時給）がこの秋の改定で、政府目標でもあった「全国加重平均1千円」を超える見通しになった。物価高をふまえて引き上げ額は過去最大となるが、それでも生活に十分な額とは言いがたく、国際的にみても低水準だ。次の目標をどう決めるかが、今後の焦点となる。

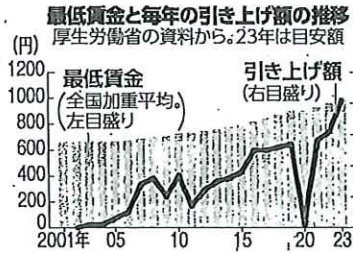
（浦澤平、田幸香純）▼1面参照

ニッポンの給料

全国加重平均で41円（4・3%）という過去最大の引き上げ額の目安は、どう決まったのか。最低賃金を決める際は、「労働者の生計費」「一般的な賃金水準」「企業の支払い能力」という3要素を考慮することが定められている。議論の舞台となった厚生労働省の小委員会では、労働者側が重視すべきだと訴えたのは「生計費」

最低賃金、目安通りに上がると…
単位は円

960 北海道	892 青森	893 岩手
892 秋田	893 宮城	923 宮城
893 山形	935 福島	898 福島
930 新潟	948 富山	1028 埼玉
928 福井	931 石川	948 長野
928 山口	897 島根	893 鳥取
892 長崎	892 佐賀	940 福岡
892 熊本	892 鹿児島	892 宮崎
892 沖縄	970 広島	932 岡山
	893 愛媛	918 香川
	892 高知	895 徳島
	936 奈良	929 和歌山
	1027 愛知	973 三重
	1112 神奈川	984 静岡
	1025 千葉	



最低賃金（全国加重平均、左目盛り）
引き上げ額（右目盛り）

また、物価高をふまえて、今年の春闘でパートら非正規労働者の賃上げ率は時給ベースで平均5・01%にのぼった。そうした高水準の賃上げを、

朝日 7/29

海外と比べなお低水準

最低賃金が「1千円」を超えたとはいえ、フルタイムで働いても年収200万円程度。海外に比べても低水準だ。物価の違いを調整した経済協力開発機構（OECD）の2020年のデータでは、日本は8ルで、豪州（12・9ル）やフランス（12・7ル）、韓国（8・9ル）などを下回る。政府は夏以降に「新しい資本主義実現会議」で今後の最低賃金の引き上げ方針を議論する。1千円の次の目標も検討される方向だが、あるべき水準をどう決めるか、一筋縄ではいきそうにない。

労働組合の中央組織・連合が、直近の物価高も踏まえて「最低限の生活を営むのに必要な賃金」を試算した結果、単身生活者の場合で最も低い宮崎県と鹿児島県が9・90

「労働組合のないところでも働く方々にも反映させるべきだ」（連合の仁平章・総合政策推進局長）とも考えたという。

一方、使用者側は「企業の支払い能力」を重視すべきだと主張した。

厚労省の調査では、最低賃金水準で働く人が多く従業員30人未満の企業の今年の賃金上昇率は2（853円）でも900円台に届く金額だ。47円は5%前後の引き上げにあたり、物価上昇をカバーできる水準というのが根拠だ。物価を考慮した「実質賃金」の計算に使う消費者物価指数が足元で4%ほど上昇しており、政府による電気・ガス代の補助金が終わればさらに1割ほど上がると計算した。

また、物価高をふまえて、今年の春闘でパートら非正規労働者の賃上げ率は時給ベースで平均5・01%にのぼった。そうした高水準の賃上げを、

・1%。26年ぶりの高さになったが、大企業中心の春闘に比べると低い。日本商工会議所の天下英和・産業政策第二部長は、原材料高が中小企業の経営を圧迫していると見て、「支払い能力を超えた過度な最低賃金の引き上げ負担を担わせないように配慮をお願いしたい」と求めた。

両者の主張を聞いて目標を示した公益委員（学識者）は「3要素のうち、特に生計費を重視した」と説明。一方で「中小企業の賃金支払い能力は厳しい」として、政府に対し、賃上げして生産性の向上に取り組んだ企業に支給される助成金の拡充や、価格転嫁対策の強化を求めた。

ためこいうことをやる。投資をしようとならない」と話す。出るのが必要だ」と話した。

ただ、経済界からは大幅な引き上げ目標をつくることを警戒する声も出る。日商の小林健会頭は「（目標は）ムードではなく、実態に即して決めるもの。（中小企業の）支払い能力も含めて積み上げて議論し、みんなが納得するということだ」と釘を刺した。

経団連の十倉雅和会長は、政府は最低賃金の引き上げにあわせて、中小企業の支払い能力を高める対策もすべきだと指摘。「デジタルを中心とする生産性の向上の支援をしっかりとやらなきゃいけない」と話す。

法政大学の山田久教授（労働経済）は格差是正のため、一般的な賃金水準に対する一定の水準を、最低賃金の目標として定めるべきだとする。例えば英国では「賃金の中央値の3分の2程度」といった目標を作っており、参考になるという。

一方、最低賃金が高くなるほど、企業の負担は重くなる。そのため、現在は毎年夏の1カ月ほどで引き上げ額を決めているが、通年で議論するなどして、「労使の合意形成をより丁寧にする必要がある」と話す。